



2025.4.1

# (公財) 日本水泳連盟 競技者のマーケティング活動 ガイドライン

Athlete Marketing Activity Guidelines

公益財団法人 **日本水泳連盟**  
**Japan Aquatics**

本ガイドラインは、公益財団法人日本水泳連盟（以下「JAQUA」という）が定める「競技者資格規程」、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程」、「日本代表スポンサー日本代表集団肖像使用ガイドライン」に基づき、肖像使用ルールやロゴマークの取り扱い等についての運用をまとめたガイドラインです。本ガイドラインの記載事項を順守いただいた上でスポンサー契約の締結やその露出が可能となります。

## 【スポンサー契約および肖像等使用契約】

### 1.スポンサー契約および肖像等使用契約について

スポンサー契約および肖像等使用契約とは、競技者が所属先以外の企業から金品を受け取る対価として、競技者個人の肖像等を使用させる目的で契約を締結することをいう。JAQUAでは、JAQUAのマーケティングルールを順守することを前提に個人の責任において企業とスポンサー契約を締結することが認められる。

#### (1) 主な契約形態

①

個人スポンサー契約

競技者個人と企業が広報・宣伝を目的として契約

②

所属スポンサー契約

チームを持たない企業と所属との広報・宣伝を目的とした契約

※企業が保有するチームへの入部又は入社は含まれない。

#### (2) その他肖像を使用する場合のある契約

①

日本代表スポンサー契約

JAQUAと企業との広報・宣伝を目的とした契約

②

企業が保有するチームとの所属契約

競技者がチームを持つ企業に所属（入社／入部）する際に取り交わす契約

## 2. 肖像等の定義

本ガイドラインで取り扱う「肖像等」とは、選手本人の写真、動画、イラスト、サイン、氏名、ニックネーム、手形、足形、音声等であり、個人であることが特定できるものすべてを意味する。なお、本ガイドラインでは、以下単に「肖像」と表記することがある。

## 3. JAQUAマーケティングルール

### (1) 世界水泳連盟及びJAQUAの定めたスポンサー不可業種との契約は禁止とする

<世界水泳連盟及びJAQUAが禁止する業種>

政治・宗教／ギャンブル／タバコ／ハードリカー／消費者金融／公序良俗に反する企業

### (2) スポンサー企業に許諾できる肖像と呼称ルール

	使用可能な肖像 (単独／団体)	使用可能な服装	使用可能な呼称例
個人スポンサー	単独肖像	私服	競泳●●選手
所属/所属スポンサー	単独・集団肖像 (所属チーム)	所属チームウェア	■■チーム●●選手
日本代表スポンサー	集団肖像 (日本代表)	日本代表チームウェア	日本代表●●選手

※日本代表スポンサーはオフィシャルパートナー・オフィシャルスポンサーとする

- ①個人と所属の間で別途合意がある場合、個人スポンサーに所属／所属スポンサーと同等の権利を付与することができ、また所属／所属スポンサーに個人スポンサーと同等の権利を付与することができる。
- ②日本代表スポンサーは、日本国内においてJAQUAと契約したカテゴリーの商品・サービスの広告宣伝・広報活動に、日本代表選手の集団肖像を使用することができる。
- ③日本代表選手のうち、JOCの活動に協力している選手は、JOCスポンサー（競合企業含む）の広告に出演する場合がある。
- ④JAQUAの承認を受け、日本代表スポンサーは日本代表選手の単独肖像を使用できる場合がある。
- ⑤日本代表スポンサーのほか、JAQUAの承認を受け、オフィシャルサプライヤーも日本代表選手の集団肖像・単独肖像を使用できる場合がある。

**(3) 日本代表選手かどうかに関わらず、JAQUAがすすめるマーケティングプログラムに協力し、また悪影響を与える言動をおこなってはならない**

#### **(4) 肖像等の活用について**

- ① 集団肖像とは、日本代表選手3名以上で構成される集団の肖像等を意味する。
- ② 使用する素材は、複数の肖像を合成し、一つの集団肖像として使用することもできる。
- ③ スポンサーが日本代表選手の個人肖像・集団肖像の使用を使用する場合については、事前申請によるJAQUAの承認が必要となる。詳細は「日本代表スポンサー日本代表集団肖像等使用ガイドライン」を確認のこと。

#### **(5) アンブッシュマーケティングについて**

JAQUAの日本代表に関する知的財産を利用した広告宣伝・販売促進等ができるのは、JAQUAの日本代表スポンサーのみである。故意であるか否かを問わず、正当な権利を有していないにも関わらず、これらの知的財産を使用したり、日本代表等の知名度、評判、イメージ等を利用または流用する、いわゆる便乗広告は、アンブッシュマーケティングと言われ、禁止される。

<禁止事項について>

- ① JAQUAや日本代表に関する知的財産を使用した広告やPR
- ② JAQUA日本代表スポンサーであると誤解を招くような広告やPR

**(6) 本ルールの違反があった場合は、選手・スポンサー・関係者いずれの場合であっても必要な措置・制裁の対象となる**

## **4. その他の肖像使用に関するルール**

### **(1) アジア競技大会・オリンピック大会を想起させる表現の禁止**

アジア競技大会・オリンピックの直接的表現やイメージ（写真・映像等）、アジア競技大会・オリンピックを想起させる表現は使用できない。

※日本オリンピック委員会（JOC）スポンサーは該当しない場合がある。

※詳細はJOCが発行する「マーケティングガイドライン」を確認のこと。

### **(2) オリンピック等の参加に伴う選手肖像規制期間について**

JOCが定める選手肖像規制期間は、オリンピック大会出場選手の肖像を使用しての広告宣伝・広報活動はできない。

※JOCスポンサーは該当しない場合がある。

※詳細はJOCが発行する「マーケティングガイドライン」を確認のこと。

# 【ロゴマーク等の掲出ルールについて】

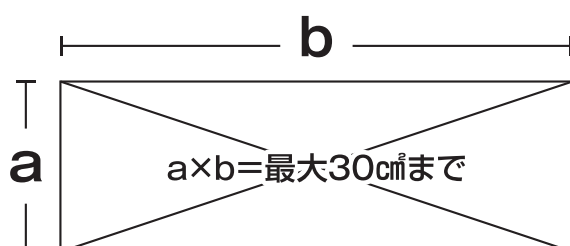
## 1. ロゴマーク等の使用基準について

全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウエアー・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

**（1）水着及びウエアー・持ち物等には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。**

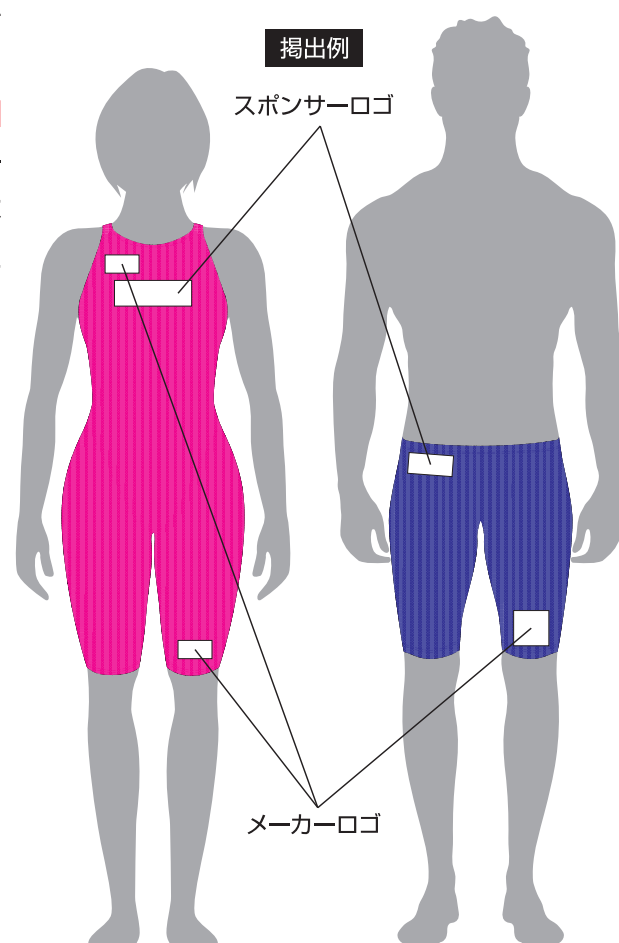
- ①自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- ②オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- ③国旗・国又は地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク
- ④公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの

⑤水着には、**30cm以内**のJAQUAに事前承認を得た**スポンサーロゴマークを1個**及び**メーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個**付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる。

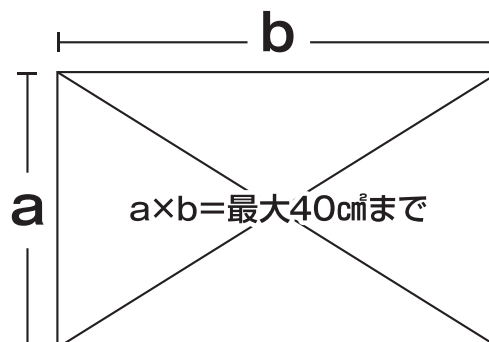


- ▶スポンサーロゴマーク / 1個、
- ▶メーカーロゴマーク / 上部1個、下部1個
- ※相互に隣接させない。

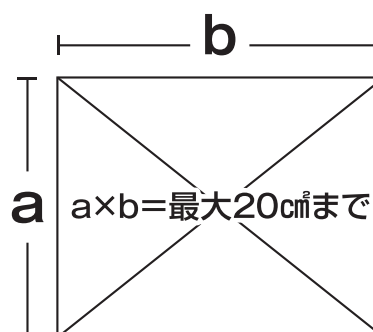
※前記①～④までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50cm以内で1個とする。



⑥ **ウェア**には、**40cm<sup>2</sup>以内**のJAQUAに事前承認を得た**スポンサーのロゴマーク**及び**メーカーのロゴマーク**を1個付けることができる。



⑦ **その他持ち物**には、**20cm<sup>2</sup>以内**のJAQUAに事前承認を得た**スポンサーのロゴマーク**及び**メーカーのロゴマーク**を1個付けることができる。



- (2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、**縦×横**で面積を求める。
- (3) スポンサーロゴマークの取り扱いは登録団体に対する商標とし、個人に対する取り扱いはできない。なお、スポンサー企業は、**1登録団体につき、1社とする**。
- (4) 日本代表選手の公式ユニフォームには本ルールは該当しない。
- (5) 本ルールと競技会のルールが異なる場合は、競技会のルールを優先する。

## 【よくある質問】FAQ

### Q.すべての登録競技者が自己の肖像等を活用して広告活動ができますか？

今まで、登録競技者の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）について、原則として広告活動に使用することを認められていませんでしたが、登録競技者自身の判断で、自己の肖像等を自身で使用し、また自身の登録団体及び第三者に使用させることができるようになりました。但し、日本代表選手としての活動中の肖像等（JAQUAの日本代表選手であることを理由に支給された物品を身に着けた肖像等を含みます）はこの限りではありません。また、タバコ又はソフトアルコール（アルコール度数15%未満）以外のアルコール）等JAQUAが定めるスポンサー不可業種に関連する商業的活動における肖像等の使用はできません。

なお、登録競技者は、JAQUAから要請があった場合は、JAQUAのマーケティングプログラムに協力する義務を負います。また、JAQUAも、登録競技者の肖像等は無償で使用でき、また第三者に使用させることができます。

### Q.テレビ等のメディアへの出演、クラウドファンディングの実施、YouTube等のSNSの利用（収益化含む）は可能ですか？

上記のとおり、登録競技者自身の判断で、自己の肖像等を自身で使用し、また自身の登録団体及び第三者に使用させることができるようになりました。したがって、テレビ等のメディアへの出演、クラウドファンディングの実施、YouTube等のSNSの利用（収益化含む）も登録競技者自身の判断で可能となります。但し、日本代表選手としての活動中の肖像等（JAQUAの日本代表選手であることを理由に支給された物品を身に着けた肖像等を含みます）はこの限りではありません。

このように、登録競技者において、自己の肖像等を使用できる範囲は広がっております。これは同時に、登録競技者自身が、自身の行動を自ら律することが求められることを意味します。自己の肖像等を使用して活動する際に、他者の権利を侵害したり、自身や第三者、ひいては水泳界の社会的な価値や評価を貶めることのないよう、厳に注意して活動することが求められます。

### Q.登録競技者が自己の肖像等を使用して活動する場合、JAQUAへの事前申請や事後報告は必要ですか？

事前申請・事後報告ともに不要となります。

## Q.肖像等と絡めて JAQUA 主催の競技会のエンブレム・マスコット・ポスター等の画像を使用できますか？

過去の競技会のエンブレム、マスコット、ポスター等の知的財産に係る権利は JAQUA に帰属し、管理をしていますので、使用を希望する場合、また、その画像データの提供を希望する場合は直接 JAQUA へお問い合わせください。

但し、日本代表スポンサー以外の企業による使用、また、画像と特定の企業や第三者との商業的な関連を創出したり、宣伝広告を目的とした使用は認められません。

## Q.スポンサーやオフィシャルサプライヤー以外の企業や団体が作成する社内報等について日本代表関連の写真を使用できますか？

日本代表スポンサー以外の企業については、社史や社内報を含む商業、宣伝広告、マーケティング活動において公式ウェアを着用した日本代表に絡む写真を使用することはできません。但し、歴史の年表など、過去の出来事の一つに日本代表選出について事実として記載すること、私服や所属チームでの写真掲載は問題ありません。

## Q.日本代表の公式スポーツウェア・公式服装・メダルを使用した活動は可能ですか？

日本代表が、壮行会や大会終了後に競技団体や自治体等の非営利団体主催のパレードやイベント等に参加する際に、日本代表公式スポーツウェア・公式服装や獲得したメダルを着用することは、基本的に問題はありません。

但し、日本代表公式スポーツウェア・公式服装や獲得したメダル、並びにイベント等の写真や映像等を商業的な活動に使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

## Q.アンブッシュマーケティングとは具体的にどのようなものがありますか？

- ①日本代表として出場した各競技会イメージ（写真や動画等）を使用したもの
- ②日本代表スポンサーおよびオフィシャルサプライヤー以外の企業による〇〇大会日本代表という言葉やそれを連想させるイベントやキャンペーン名
- ③日本代表と結び付けて大会関連の受注や貢献実績を披歴するもの



## Q.個人スポンサー等への感謝メッセージ等をSNSで投稿してもよいですか？

登録競技者は、自身の個人スポンサー及び所属先（以下「個人スポンサー等」という。）に対する感謝メッセージを、SNSを通じて対外的に発信することができます。但し、個人スポンサー等の営利団体が、上記メッセージの範囲を超え、日本代表に結びつけることや日本代表関連に便乗した商業的な活用をすることは認められません。

## Q.SNS等で自身の肖像等と併せて、スポンサー等の商品を宣伝することは可能ですか？

可能です。その際の注意点は、「Q.テレビ等のメディアへの出演、クラウドファンディングの実施、YouTube等のSNSの利用（収益化含む）は可能ですか？」のQAもご確認ください。

これに加えて、特に芸能界でも話題となったステルスマーケティングの規制等はよく理解しておいていただきたいと思います。広告や宣伝だとわかる表示が重要となりますので、事業者名の明記、やPR表記（ハッシュタグを付ける等）を行い、ステルスマーケティングの規制に触れないよう留意してください。

## Q.自分が写っている画像や動画は、自由に使用して良いものでしょうか？

被写体がご自身であっても、写真や動画の著作権は撮影した人に帰属しますから、自由に使用して良いことにはなりません。「Q.テレビ等のメディアへの出演、クラウドファンディングの実施、YouTube等のSNSの利用（収益化含む）は可能ですか？」のQAにも記載しましたが、他者の権利を侵害することのないよう、留意してください。

問い合わせ先

公益財団法人日本水泳連盟

総務担当

電話番号：03-6812-9061